

協議会だより

国の二〇二五年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

学童保育への国の補助金は、必要経費の二分の一を保護者が負担することを前提に決められており、残りの二分の一を、基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各三分の一ずつ負担することになっています。

学童保育は「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の三事業のうちの一つに位置づけられており、予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金」「子ども・子育て支援施設整備交付金」として市町村に交付されています。また、運営費の補助額は、子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、支援の単位ごとに決められます。

二〇二五年度、学童保育の国の予算は、運営費などに一億七千四百億円で、施設整備費には八億七千億円が計上されました。二〇二四年度に比べて減額されています。

これは、運営費が含まれる「子ども・子育て支援交付金」と施設整備費が含まれる「子ども・子育て支援施設整備交付金」に不用額（歳出予算のうち、結果的に使用されなかった額。各交付金のおおむね五割が学童保育に係る額）が生じたためです。「子ども・子育て支援交付金」の不用額は二〇二二年に約二億七千億円、二〇二三年に約三億四千万円。「子ども・子育て支援施設整備交付金」の不用額は二〇二二年で約九億円、二〇二三年で約三億四千万円でした。国が予算を確保していても、自治体が執行しない（交付申請がない）様子が

表1 2025年度 放課後児童健全育成事業の補助単価 資料：こども家庭庁発表資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業（年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所）			
＊原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合			
① 基本額（1支援の単位当たり年額）			
㉠ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	4,615,000 円－	(19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000 円	
㉡ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	6,939,000 円－	(36人－支援の単位を構成する児童の数) × 27,000 円	
㉢ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位			6,939,000 円
㉣ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	6,939,000 円－	(支援の単位を構成する児童の数－45人) × 85,000 円	
㉤ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位			4,740,000 円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）			
(年間開所日数－250日) × 28,000 円（1日8時間以上開所する場合）			
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）			
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合		(左記要件に該当する開所日数) × 28,000 円	
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）			
㉠ 平日分（18時半を超えて開所する場合）		「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 720,000 円	
㉡ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）		「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 324,000 円	
＊原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合			
① 基本額（1支援の単位当たり年額）			
㉠ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	2,794,000 円－	(19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000 円	
㉡ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	5,117,000 円－	(36人－支援の単位を構成する児童の数) × 27,000 円	
㉢ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位			5,117,000 円
㉣ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	5,117,000 円－	(支援の単位を構成する児童の数－45人) × 85,000 円	
㉤ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位			2,917,000 円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）			
(年間開所日数－250日) × 21,000 円（1日8時間以上開所する場合）			
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）			
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合		(左記要件に該当する開所日数) × 21,000 円	
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）			
㉠ 平日分（18時半を超えて開所する場合）		「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 449,000 円	
㉡ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）		「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 202,000 円	

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合、実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合、当該放課後児童健全育成事業を実施が必要であるとこども家庭庁長官が認める場合。
 ※放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めるとする。

うかがえます。

二〇二五年四月三日付、ごども家庭庁長官名義の通知「ごども・子育て支援交付金の交付について」により「ごども・子育て支援交付金交付要綱」が示されました。

①「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）ごども放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を二名以上配置した場合」、②「原則、設備運営基準ごども放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援等」という。）を配置した場合」の補助単価は、【表1】のごどもとおりです。

ごどもほかに、③「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」、④「補助員のみを原則二名以上配置した場合」、⑤「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。

なお、市町村が条例などで利用しているごどもの安全確保方を規定して、児童数が二〇人未満にな

る時間帯や曜日だけ、放課後児童支援員等の一名配置や、補助員のみを配置を認めるとしている場合も②の基準額となります。

全国合宿研究会を開催しました

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は二〇二五年五月二〇日・二一日、福岡県を会場に、オンラインも併用して、「放課後児童対策パッケージ二〇二五」を読み解くをテーマに全国合宿研究会（以下、合宿研）を開催しました。概要を報告します。

はじめに全国連協から、合宿研の趣旨確認と提起を行い、「放課後児童対策パッケージ二〇二五」（以下「パッケージ」）の内容と全国連協の考え方を解説しました（本誌二〇二五年三月号「協議会より」参照）。合宿研の趣旨と提起の内容はつぎのごどもとおりです。

◆社会の関心は「待機児童」「小一の壁」に集まりがちだが、ごどもが

必要とする期間、生活圏にある学童保育に通いつづけられることが、ごどものためにも保護者の就労保障のためにも必要。ごどもが「ごどもは自分の居場所」と実感できるためには、ごどもも集団の規模、指導員の存在・かかわり」が大切な要素である。

◆待機児童の解消には、必要とされている地域に学童保育をつくり、増やしていくほかに、

◆「設備運営基準」「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）を理解し、各種の補助事業を改善させ、活用していくことが必要。「運営指針」の内容が実現できるような制度設計（施設、職員、運営）を強く求める必要がある。

つづいて、「パッケージ」の地域の施策への影響を情報共有しました。参加者からは「学童保育には生活の連続性が必要だが、不十分な現状を自治体が把握していない場合もある。国や自治体の施策には「生活をつくる」という視点が

欠けているのではないか」「パッケージ」には学童保育をよりよくするという私たちの運動に資する内容も含まれているのではないか」「依拠すべきは『設備運営基準』『運営指針』『少子化と人口減少、公共施設の運営の再編の動きもある』からこそ、保護者と指導員が共に制度や保育内容をつくることごどもあらためて必要なのではないか」「学童保育の理解を広めるために、連絡協議会からさまざまな働きかけをしている」などが語られました。

合宿研の二日間をとおして、「日常の保育内容、保育の質が重要であること。そのためにも保護者と指導員が協力・共同してつづける連絡協議会を通じて、当事者たちが声をあげつづけていくことが大切」と確認することができました。

たしかめあったことを力に、各地で学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事についての社会的理解をさらに広めていきたいと思います。